

那覇植物防疫事務所交渉（沖縄国家公務員労働組合那覇植防分会）

議 事 要 旨

1 開催日時：令和3年3月23日（火）18時05分から18時25分（20分）

2 場 所：那覇植物防疫事務所図書標本室

3 出席者：

那覇植物防疫事務所	橋本 浩明	所長
同	渡嘉敷 保	庶務課長
同	森崎 亨	庶務課長補佐
那覇植防分会	佐久本 統	委員長
同	川元 恵子	副委員長
同	粕壁 隆一郎	書記長
同	小橋川 嘉一	執行委員
同	菅原 晃晴	執行委員

4 議 題：那覇植防分会提出 別添「要求書」

5 議事概要

（渡嘉敷庶務課長）

ただいまから、沖縄国家公務員労働組合那覇植防分会からの要求に基づく交渉を開始する。

それでは、橋本所長より回答する。

（橋本所長）

二の1について、超過勤務縮減のためには、管理者と職員が共に不要不急の超過勤務をしないという意識の醸成が必要である。

勤務管理者に対しては事前命令を徹底し、超過勤務の必要性の確認をするよう指導しており、また、毎週水、金曜日を定時退庁日、毎月第2、第4金曜日を完全定時退庁日として設定し、当日庶務課長等による声掛けにより定時退庁を呼びかけ、超過勤務縮減意識の醸成に努めているところである。

今後とも、事前の超過勤務命令を徹底するとともに、定期的に超過勤務縮減の取組を検証し、より実効性のある超過勤務縮減対策の実施に努めてまいりたい。

五について、新型コロナウイルス感染防止対策については、これまでも職員に具体的な感染防止策を周知してきたところであり、引き続き徹底するとともに、消毒用品等の確保に努める。疑陽性者及び陽性者の対応については、感染拡大防止の措置等、関係各

所と連携・調整を図り、適切に対応してまいりたい。

七について、労使関係については、これまでどおり健全かつ良好という点を維持しつつ、今後とも適切に対応してまいりたい。

(渡嘉敷庶務課長)

以上をもって那覇植防分会の要求に基づく交渉を終了する。

以 上

2021年2月16日

那覇植物防疫事務所
所 長 橋本 浩明 殿

沖縄非現業国家公務員労働組合那覇植防分会
執行委員長 佐久本 統



要 求 書

当分会組合員の職場要求を別紙のとおりとりまとめたので提出します。
これらは全組合員の切実なる要求であるので、早期に解決されることを
要求します。

なお、回答に当たっては、3月19日までに書面をもって行うよう要求し
ます。

2021那覇植防分会 春闘要求書

一 組織の整備・要員の確保について

欠員（庶務1名、輸入2名、国内3名、那覇空港1名）を早急に解消し、要員を確保すること。

二 職場環境及び業務の改善等について

- 1 超過勤務については、事前命令を徹底し、実効性のある超過勤務縮減対策を実施すること。
- 2 官用車出張に伴う移動時間の超過勤務手当を同乗者に対しても支給するとともに、運転者の自主運転手当を制度化するよう関係機関に要請すること。
- 3 官服の仕様について見直しを行うこと。
- 4 マイナンバーカードの導入にあたっては、取得を強制しないこと。
また、今後の予定について職員あて随時説明を行うこと。
- 5 庁舎への入構手続きについて、マイナンバー身分証を持たない職員への具体的な方策を講じる
こと。
- 6 在宅勤務及びテレワーク体制を整え必要な機器を職員に対して十分に整備すること。
また、通信費等を負担させないこと。

三 職員の外国出張及び研修について

今後の海外出張に対する基本方針を明らかにし、過度な業務負担にならないよう配慮すること。

四 人事異動について

- 1 人事異動は発令日1ヶ月前までに内示を行い、また、内示日を全職員に対して周知すること。
- 2 人事異動は本人の希望を最大限尊重し、強制的な異動は行わないこと。
- 3 赴任旅費の自家用車、オートバイ等の航送費を移転料の支給対象とすること。また、実費支給に係る事務の簡素化を図ること。
- 4 併任発令の際、本人及び所属担当に対し十分に説明を行うこと。

五 労働安全対策及び健康対策について

新型コロナウイルス感染防止対策を適切に実施すること。また、擬陽性者が出た場合の対応について明確にし、陽性者の公表については個人情報に配慮すること。

六 労働協議に関することについて

植物検疫制度等の見直しや新たな業務などの発生による労働条件・職場環境の変更が予想される場合には、事前に労働組合と協議すること。

七 労使関係について

労使関係については、今後も労働組合と十分な協議を行い、一方的な改変は行わないこと。